

自動車整備分野特定技能協議会 運営規程

国自整第6号

平成31年4月4日

(一部改正) 令和元年6月20日

(一部改正) 令和2年12月23日

自動車整備分野特定技能協議会規約第9条に基づき、本運営規程を定める。

(地方分科会の設置)

第1条 事務局は、必要と認める場合においては、地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）の単位において、地方分科会を置くことができる。

2 地方分科会の運営に係る事項は、別途これを定める。

(入会の届出)

第2条 自動車整備分野特定技能協議会規約（以下「規約」という。）第8条第1項に規定する届出は、特定技能外国人を受け入れる事業場を管轄する地方運輸局等まで、特定技能所属機関にあっては第1号様式及び別表第1を、登録支援機関にあっては第2号様式及び別表第1を持参又は郵送することにより行う。

2 規約第8条第3項に規定する回答は、第1項の届出を受けた地方運輸局等において、交付又は郵送により行う。

3 前項の規定による郵送による回答を希望する者は、届出の際に返信用封筒を添えるものとする。

(変更の届出)

第3条 規約第8条第2項に規定する届出は、同条第1項の届出を行った地方運輸局等まで、第5号様式を持参又は郵送することにより行う。

(構成員資格の証明)

第4条 規約第8条第4項に規定する書面の発行を受けようとする者は、特定技能所属機関にあっては第3号様式を、登録支援機関にあっては第4号様式を同条第1項の届出を行った地方運輸局等まで持参又は郵送することにより申請を行う。

2 前項の書面の発行は、届出を受けた地方運輸局等において、交付又は郵送により行う。

3 前項の規定による郵送による回答を希望する者は、申請の際に返信用封筒を添えるものとする。

(退会の届出)

第5条 規約第8条第5項に規定する届出は、同条第1項の届出を行った地方運輸局等まで、第

6号様式を持参又は郵送することにより行う。

(情報の公表)

第6条 協議会の資料は、個人情報の保護等の措置が必要な場合を除き、原則公表する。

(書類の保存及び処分)

第7条 協議会に関する届出その他の書類の保存期間は、5年とする。

2 前項の保存期間は、取得又は作成の日の年度末の日から起算する。

(構成員の遵守事項)

第8条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 特定技能外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。
 - 二 出入国管理及び難民認定法その他法令の順守。
 - 三 他の機関に雇用されている特定技能外国人又は技能実習生に対する引き抜き又はその幫助を行わないこと。
 - 四 看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請に従うこと。
 - 五 外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）に合格をしていない等、技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないこと。
 - 六 協議会の定める届出の適切な実施。
 - 七 協議会の行う調査等に対する必要な協力の実施。
- 2 協議会は、その決議により、前項の事項を遵守しない特定技能所属機関等を退会させることができる。

附 則（令和元年6月20日 国自整第32号）

本改正規程は、令和元年6月20日より施行する。

附 則（令和2年12月23日 国自整第251号）

本改正規程は、令和3年1月1日より施行する。